

# 豚熱ワクチン接種体制について

## アンケート結果の概要

- 本件について、問題点をより詳細に把握し、適切な問題解決を図るため、アンケートを実施。
- アンケートを実施した**24都府県のうち14団体は、ワクチン接種業務を行う家畜防疫員を確保できていると回答。**
- **確保できていないと回答した10団体のうち3団体は、会計年度任用職員制度（パートタイムの職）を活用していない。**
- ワクチン接種業務を家畜防疫員に限定している**現行制度について、必ずしも全ての団体において問題が生じているとは言えない。**

家畜防疫員の確保状況	団体数 (計24団体)	家畜防疫員の内訳	団体数 (計24団体)
確保できている	14	都府県職員 都府県職員 + 会計年度任用職員（パートタイムの職）	6 8
確保できていない	10	都府県職員 都府県職員 + 会計年度任用職員（パートタイムの職）	3 7

## 情勢の変化・背景

- ワクチンの用法・用量では1～2か月齢での接種を推奨しているが、8月31日の牛豚等疾病小委員会においては、新たに、子豚へのワクチン接種は日齢50日～60日に行うことが望ましいこととされた
- これを達成するためには、10日に一度程度農場に赴き、ワクチン接種を行う体制を新たに整備する必要

## 現行制度とその問題点

- ワクチン接種は家畜防疫員に限定
- ワクチン接種のための家畜防疫員による農場巡回の頻度は、母豚が多く出産頻度の高い大規模農家については1週間に一度程度の巡回がなされているところもあるが、多くの小規模農家については2週間～1ヶ月に一度程度の巡回頻度となっており、小規模農家への対応ができていない状況と史料
- 民間獣医師を家畜防疫員に任命するためには、**県職員への任用が前提**となるが、アンケート結果を踏まえると次の理由等により**現場での県職員への任用が進まない状況**
  - ① 所属団体による兼業禁止
  - ② 任用される個人について、勤務先への休暇申請、政治的行為の禁止への拒否感、確定申告の煩雑さ、安価な報酬といった問題
  - ③ 県の任用手続に係る負担

# 分権提案ヒアリング（重点事項番号039） 資料



総務省

令和2年10月20日（火）  
総務省自治行政局公務員部公務員課

# 1 変形労働時間制について

- ・ 地方公務員は、労働基準法の規定を原則として適用
- ・ 公務特有の要請、国家公務員との権衡の観点から一部を適用除外  
⇒ 1箇月単位の変形労働時間制は適用、1年単位の変形労働時間制は適用除外

- ・ 現行の変形労働時間制は、官民ともに労働者の健康保持等の観点から  
所要の手続きや要件あり

各制度		主な要件等			その他
	導入	勤務時間の上限等	労働日数の限度等		
民間	1箇月単位の 変形労働時間制	労使協定締結 又は 就業規則等の定め	—	週1日 又は 4週4日の休日	勤務時間特定後は 任意に変更不可
	1年単位の 変形労働時間制	労使協定締結	1日10時間まで 1週52時間まで	連続勤務日数 6日まで	勤務時間特定後は 任意に変更不可
	フレックスタイム制	労使協定締結	対象期間は3箇月以内 1箇月ごとの週平均50時間まで	週1日 又は 4週4日の休日	—
国公	公務フレックスタイム制	法律	対象期間は4週間以内 フレキシブルタイム7時～22時	土・日は週休日	—
地方公務員	公務フレックスタイム制	条例 ※1箇月単位の変形労働時間制 により、国の制度を踏まえ導入	対象期間は4週間以内 フレキシブルタイム7時～22時	土・日は週休日	勤務時間特定後は 任意に変更不可
	【教員(R3. 4. 1～)】 1年単位の 変形労働時間制	条例 ※給付法施行規則に、導入には、 夏休み等に休日のまとも取りする こと、在校等時間が42時間/月の 範囲内であることなどが規定	1日10時間まで 1週52時間まで	連続勤務日数 6日まで	勤務時間特定後は 任意に変更不可

## 2 サンプル調査

### ○ 調査対象団体

12団体(中核市のうち、提案団体と人口や職員数が同程度の規模の市を抽出)

### ○ 調査項目

- ① 市民税に関する業務に従事する職員の時間外勤務及び年次有給休暇取得の状況
- ② 時間外勤務縮減・業務効率化の取組
- ③ 繁忙期・閑散期における業務管理、業務体制等に係る意見
- ④ 変形労働時間制に関する意見

## 3 サンプル調査結果 概要

### (Ⅰ) 市民税に関する業務に従事する職員の時間外勤務及び年次有給休暇取得の状況

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外勤務(h)	51.6	31.8	16.8	12.6	5.5	7.0	14.4	10.2	7.7	15.7	37.1	42.3
年休取得(日)	1.0	0.8	1.0	0.7	0.9	1.3	1.5	1.8	1.8	1.0	0.8	0.9

### (Ⅱ) 時間外勤務縮減・業務効率化の取組(税部門(繁忙期)における取組)

- ・ 業務予定、スケジュール等の見える化(8団体) ・ ICTの活用等による業務の効率化(5団体)
- ・ 応援職員の派遣(部内11団体、部外7団体) ・ 時間外勤務の事前命令の徹底(4団体)
- ・ 定時退庁日、ノー残業デーの設定(6団体)

など

#### (Ⅲ) 繁忙期・閑散期を通じた業務管理、時間外勤務の縮減等の主な課題について

※1 団体で複数意見あり

- **庁内体制**
  - ・ 業務量や業務の実施時期を自ら決定することが困難な業務が多い。
  - ・ 担当業務が多忙な時期が重なり、課内業務の調整では対応が困難。
  - ・ 全庁的な業務の繁閑を把握し、繁閑に応じた職員の応援体制を構築するなど、全庁的に職員間の業務の平準化を行うことが望ましい。
  - ・ 職員の応援体制の構築のみでは、即戦力の確保が困難。
  - ・ 限られた定員の中で、臨時的任用や会計年度任用職員の採用も検討されるが、人材確保に苦慮。
- **部署の特性**
  - ・ 人事部門など、応援がなじまない部署への対応に苦慮。
- **職員の健康**
  - ・ 繁忙期は週休日に勤務するケースもあるが、その分の振替を行えないこともあり、職員の健康への影響が懸念される。
- **住民サービスの質**
  - ・ 住民サービスの質を維持する観点から、閑散期であっても業務時間の短縮や業務体制の縮小は難しい。

(IV) 1年単位の変形労働時間制に関する主な意見

※1団体で複数意見あり

○ 肯定的な意見

- ・ 課税業務、予算編成業務、学校事務業務など繁閑が明確な部門について適用することが考え得るのではないか。(7団体)
- ・ 業務スケジュールが明確になっている部署など、事前の長期の割振りは可能であるケースもあるのではないかと考える。(2団体)

○ 否定的な意見

- ・ 業種や部門等を問わず、通年、開庁時間における窓口対応の必要があり、適用できる業種や部門の想定は困難。(3団体)
- ・ 開庁時間の短縮、人員体制の縮小は、住民サービスの確保において懸念がある。(5団体)
- ・ 災害等の非常時など突発的な対応や住民サービス体制の担保を踏まえると、事前に長期の勤務時間の割振りを行うことは難しい。(3団体)

## 4 地方公務員における1箇月超の変形労働の論点

○ 官民に共通する労働法制上の視点、自治体業務の効率化の視点、サンプル自治体の意見なども踏まえると、以下の論点について、議論、検討が必要ではないか。

- ① 労働者保護の観点から、職員の**時間外勤務が固定化することのないような制度枠組み及び運用を担保すること**
- ② 1箇月を超える期間において、業務の繁閑を的確に予見して勤務時間の割振りを設定し、**住民サービス低下を招かない公務運営を確保すること**
- ③ 業務のシフトに伴い業務体制が縮小する局面について、**議会、住民の理解を得ること**

## 分権提案をふまえた、今後の生活保護の指定医療機関の届出の情報共有の仕組み案

### 提案概要

- 令和2年度の地方分権提案において、生活保護の指定医療機関の告示対象以外の指定の変更届について、事務負担が生じており、その省略を求められているところ。

### 調整中

### 仕組み案概要

- 都道府県等の事務負担軽減の観点から、
  - ①申請、変更、更新、廃止届のいずれについても、保険医療機関の記載内容に、生活保護の指定医療機関についても統一、
  - ②保険医療機関としての申請等を届け出る際に、届出とともに、生活保護の指定医療機関の申請に別途必要な情報（※）をあわせて地方厚生局へ届け出ることとし、
  - ③当該情報をあわせて届け出た医療機関については、地方厚生局から都道府県等に対し、申請等の届出を提供する仕組みとすること
 としていた。  
 （※）誓約書等

### 今後の課題等

- 保険医療機関の変更届について、令和4年1月からの電子申請開始が予定されており、生活保護の指定医療機関の変更届についても併せて電子申請を行うことができるよう調整中。（予算措置が必要となる可能性あり）
  - 地方厚生局の各事務所にアンケートでの聞き取りを行い、事務上の支障がないかを確認。
  - 届出先が変更されることを旨を、自治体や医療機関へ周知する必要があるため、そのための期間の確保が必要。
- これらのことから、今年度中に措置の方法や工程を検討し、これに基づき対応を行うこととしたい。

